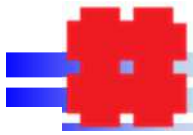


こども性暴力防止法

☆「こども性暴力防止法」が令和8年12月25日に施行されるのに伴い、
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、
従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が
義務化されます。



こども性暴力防止法

対象事業者が講ずべき安全確保措置

◇従事者の配置に関わって講ずべき措置(犯罪事実確認)

◇児童対象性暴力等の未然防止等のため日頃から講ずべき措置

- (1) 服務規律等の整備・周知
- (2) 施設・事業所環境の整備
- (3) 対象業務従事者に対する研修
- (4) 児童等や保護者への教育・啓発

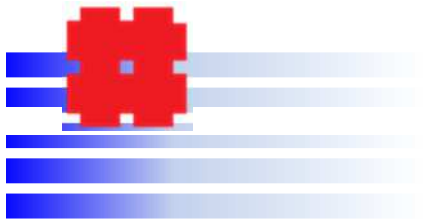
◇児童対象性暴力等を把握するための措置

児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置

- (1) 児童等に対する日常観察
- (2) 発達段階や特性に応じた児童等に対する定期的な面談・アンケート
- (3) 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置

- (1) 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知
- (2) 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知



こども性暴力防止法

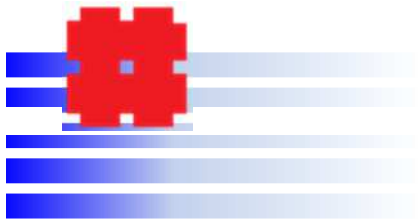
対象事業者が講ずべき安全確保措置

◇児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置

- (1) 一時的な接触回避策としての防止措置
- (2) 調査
- (3) 防止措置
- (4) 保護及び支援
 - (ア) 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避
 - (イ) 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供
 - (ウ) 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

【参考】

- ・こども性暴力防止法施行ガイドライン(令和8年1月 子ども家庭庁)



こども性暴力防止法

法の施行に向けて必要な対応

①就業規則の整備

こども性暴力防止法施行ガイドラインを参考に就業規則等を整備して従事者に周知すること
採用選考時に性犯罪前科を確認すること など

②従業者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知

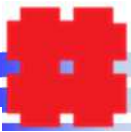
③法で求められる体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討 など

④GビズID登録

※①、②については、いまから着手が必要です。

③、④については、法の施行までに対応が必要となります。



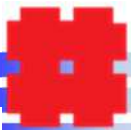
保育士特定取消者管理システムの 活用について

☆保育士特定登録取消者管理システム

保育士を任命・雇用しようとする者が採用予定者が、
かつて児童生徒性暴力等を行った者ではないことを確認するためのシステム

保育士を任命・雇用しようとする者は、
公私の別や、前職等の有無、常勤・非常勤といった雇用形態、フルタイム・
パートタイム等の勤務時間によらず、保育士を任命・雇用しようとするときは、
本システムの活用が義務付けられています。

児童発達支援等の障害児通所支援事業所においても、
保育士を任命・雇用する際には活用が義務となります。



保育士特定取消者管理システムの 活用について

○新規利用登録を希望される場合は、

障がい福祉課 指導係 までお問い合わせください。

※その他詳細につきましては、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1034571.html>



定員の遵守について

- 利用定員超過による運営基準違反
事業所で定めた定員を超えての受け入れは、「やむを得ない事情」を除き、認められていません。単に「利用の申し込みがあった」「保護者の就労のため」は、やむを得ない事情にあたりません。
※「やむを得ない事情」:災害、虐待等の場合のみ
- 定員超過に係る減算対象となった場合、報酬の減算が必要です。
⇒減算にならない範囲なら受け入れて良いわけではありません。

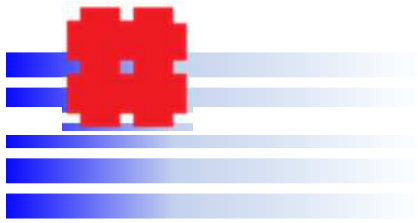
事業所の運営規程で定めた利用定員を遵守してください

※必要があれば、**定員の変更**にてご対応ください

定員超過減算

次に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。受け入れた利用者数に応じた員数の有資格者を配置できていない日は、人員欠如となります。

1日あたりの 利用実績 (1日について利用者全員に減算)	定員50人 以下	1日の 利用者数	>	定員 × 150%
	定員51人 以上	1日の 利用者数	>	定員 + (利用定員-50) × 25% + 25
過去3月間の 利用実績 (1月間について利用者全員に減算)	定員11人 以下	過去 3月間の延べ 利用者数	>	(利用定員+3) × 直近過去3月間の開所日数
	定員12人 以上	直近過去 3月間の 延べ利用者数	>	利用定員 × 直近過去3月間 の開所日数 × 125%

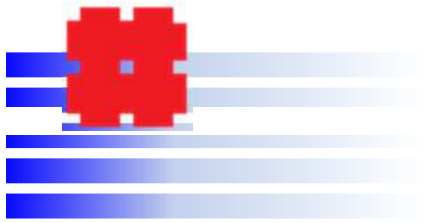


人員基準について①

➤ 重症心身障害児を対象とする児童発達支援(センター以外)及び放課後等デイサービスの場合

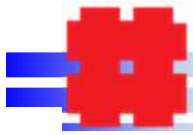
1. 嘱託医……………**1人以上**
2. 看護職員……………1人以上
3. 児童指導員または保育士…1人以上
4. 機能訓練担当職員……………1人以上
5. 児童発達支援管理責任者…1人以上

主たる対象とする障害を重度心身障害とする場合の児童発達支援、放課後等デイサービス事業所では**1人以上の嘱託医の配置**が必要となる



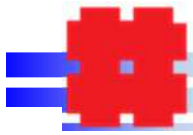
人員基準について②

- 下記の事例については、医師未配置による人員欠如の対象とみなします
 - 嘱託医契約はあるものの、年に数回、健康診断や予防接種のためにのみ来所し、診療等を行う
 - 毎月の勤務実態がない



人員欠如減算

7月 (減算なし)	22日間の営業日のうち、5日間人員配置基準を満たさず。 $5 \div 22 = 0.2272\dots$ → 1割超の減少 8月から人員欠如減算適用。
8月 (報酬30%減)	16日間の営業日のうち3日間、人員配置基準を満たさず。 →人員基準を満たすに至っておらず、 9月は人員欠如減算継続。
9月 (報酬30%減)	20日間の営業日のうち1日間、人員配置基準を満たさず。 →人員基準を満たすに至っておらず、 10月は人員欠如減算継続。
10月 (報酬50%減)	22日間の営業日のうち、全日で人員配置基準を満たした。 →人員基準を満たすに至っており、 11月は人員欠如減算適用せず。
11月 (減算なし)	19日間の営業日のうち、全日で人員配置基準を満たした。



人員欠如減算

基準上配置すべき保育士や児童指導員などの有資格者（児童発達支援管理責任者を除く）について、基準上必要とされる員数を次の割合で下回った場合、利用者全員に減算が適用されます。人員配置基準を満たさなかった月は、**児童指導員等加配加算など、従業者の員数の充足を前提とする加算は算定できません。**

1割を超える日で不足	翌月 から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
1割以内の日で不足	翌々月 から人員欠如が解消されるに至った月まで減算 (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)



常勤換算の考え方

当該従業者の
1週間の
延べ勤務時間数

÷

常勤の従業者が
1週間に
勤務すべき時間数

=

当該従業者の
常勤換算

【例】

常勤の従業者が勤務すべき時間数＝週40時間の事業所において、

→ ① 週40時間勤務1人のみの場合 = $40\text{H}/40\text{H} =$ **常勤換算 1**

→ ② 週40時間勤務1人＋週30時間勤務1人(計2人)の事業所の場合
= $(40\text{H} + 30\text{H})/40\text{H} = 1.75 \rightarrow$ **常勤換算は1.7**

(少数点第2位以下切り捨て)

児童指導員等加配加算

人員配置基準を満たした上で、対象職種従業者を常勤専従で1加配、または常勤換算で1以上加配すると届出た場合に算定できる加算です。

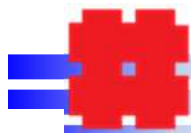
常勤専従1加配 保育士・児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士・強度行動障害基礎研修修了者 など 管理者との兼務不可	経験年数 5年以上	児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、 <u>通級※</u> による指導での教育を含む)に従事した経験年数に限ります。 <u>※学級(特別支援学級・通級以外)での指導の期間は算入不可。</u>
	経験年数 5年未満	
常勤換算1加配 保育士・児童指導員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・手話通訳士・強度行動障害基礎研修修了者 など	経験年数 5年以上	
	経験年数 5年未満	
常勤換算1加配 その他従業員		



専門的支援体制加算

人員配置基準を満たした上で、対象職種従業者を常勤換算1以上加配すると届出た場合に算定できる加算です。同一人物の加配で、児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算を両方算定することはできません。

理学療法士等	理学療法士 作業療法士 心理担当職員(心理学修了等) 言語聴覚士など
保育士 児童指導員	保育士・児童指導員となってから児童福祉事業で5年以上従事経験があるもの <u>※特別支援学校、特別支援学級、通級での従事経験を含みません。</u>



児童発達支援管理責任者欠如減算

児童発達支援管理責任者を1名配置していない場合、児童発達支援管理責任者欠如減算を受けます。この減算は、事業所の全利用者が対象です。児発管が配置されるまで、**児童指導員等加配加算など、従業者の員数の充足を前提とする加算は算定できません。**

減算適用月 1月日から4月日	所定単位数の 100分の70 を算定 (30%の報酬減)
減算適用月 5月日以降	所定単位数の 100分の50 を算定 (50%の報酬減)



例

7月1日	児発管不在 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 算定不可 新規利用者受け入れ不可
9月1日	児発管欠如減算適用開始（30%報酬減） → 市へ届出
9月15日	児童指導員等加配加算など、 児発管補充の月の15日前に市へ届出
10月1日	児発管配置 → 市へ届出 児童指導員等加配加算など 加算開始 新規利用者受け入れ可能 ※児発管欠如減算（30%報酬減）は10月中継続 します。 児発管欠如の解消された月いっぱい が減算の対象であり、もし9月末日までに 児発管が配置された場合は10月1日 から減算なしとなります。
11月1日	児発管欠如減算適用なし



欠席時対応加算

障がい児が急病等により利用予定日の前々日、前日または当日に連絡を受けて状況を確認し、相談援助を行うとともに当該相談の内容を記録した場合に、月に4回まで算定できます。

※ 主として重症心身障がい児を通わせる事業所の場合は、月の延べ利用者数が、利用定員に営業日に乗じた数の80%に満たない場合は、重症心身障がい児に限り月に8回まで算定可。



欠席時対応加算

- Q1 A事業所を欠席した日にB事業所を利用した場合、A事業所は欠席時対応加算を、B事業所は基本報酬を算定可か。
- A1 基本的に、**同日に異なる事業所が報酬等を算定することは想しておらず**、AまたはB事業所のどちらか一方のみ算定可。
- Q2 欠席時対応加算に係る対応をした後、事業所が利用予定日を休みとした場合は算定可か。
- A2 事業所側は、**利用予定日として利用者の受け入れ態勢が整っている日**に算定できるものであるため、この場合は算定できない。



自己評価未公表減算

【対象サービス】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業者

【要件】

「自己評価結果等」について新たに事業所の指定を受けた日または前回の公表の実施時期から1年以内に公表、および岐阜市へ届出を行っていない事業所



自己評価未公表減算

【算定される単位数】

所定単位数の100分の85を算定

【適用期間】

届出がされていない月から届出が解消されるに至った月まで

【提出書類】

- (1) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 障害児通所支援給付費等の算定に係る体制等状況総括表



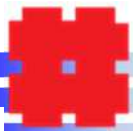
自己評価未公表減算

【報告方法】

岐阜市ホームページ ページ番号1032876

「児童発達支援等における自己評価の実施について」

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1032876.html>



医療連携体制加算等での 医師の指示書の取り扱いについて

通所報酬告示第1の10の医療連携体制加算は、
医療機関との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの。

本加算の算定にあたっては、
当該障がい児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること、
この場合の指示については、障がい児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと、
などが必要となります。

特別支援学校の校医宛の診療情報提供書の写しは、要件を満たしません。



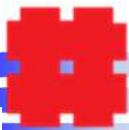
送迎時間の取り扱い

個々の児童の個別支援計画に基づき、支援の提供時間に応じて基本報酬・延長時間を算定する際、送迎の時間は支援の提供時間を含めることができません。

【例】放デイを利用 岐阜太郎さん

計画に定められた平日の提供時間14:30～17:30、延長時間17:30～18:30

14:00～14:20 学校→事業所の送迎	支援の提供時間 に含まない
14:20～17:30 事業所で過ごす	支援の提供時間
17:30～18:30 事業所で過ごす	
18:30～19:00 事業所→自宅の送迎	支援の提供時間 に含まない



重症心身障害児・医療的ケア児の送迎に係る留意事項

1. 送迎加算の算定要件(通所報酬告示第1の11の注1の2)

重症心身障害児 → 運転手＋直接支援職員

医療的ケア児 → 運転手＋看護職員

※令和6年度改定概要 → 体制確保を前提に加算評価

2. 加算算定の有無にかかわらず安全配慮

重症心身障害児は、送迎中も急変リスク

加算未算定 → 添乗職員の配置を徹底

※加算を未算定の送迎の場合 → 安全管理等の理由から添乗を求めるよう指導を求める(国)

3. 送迎時の安全管理(全利用児対象)

- ・ 安全装置の確実な使用
- ・ 乗降時の所在確認
- ・ 送迎後の車内確認

4. 体制確保の再確認

安全な送迎体制の確保を再点検